

いつのまに?  
なんのために?  
だれのために?

地方議会の  
「政務調査費」が  
「セイカツヒ」に

セイカツヒ  
政務活動費

緊急市民集会

8月7日衆議院総務委員会に突如、地方自治法「政務調査費」条項の改正案が提出され、3時間後に可決、10日には議論もおこなわれないうまま衆議院本会議でも可決され、「政務活動費」と改称されてしまいました。

「政務調査費」は、議員への第二の歳費とも呼ばれ、実費の水増しや飲食、引退直前の「調査」旅行、図書・備品購入などデタラメに使われ、全国で住民訴訟もおこなわれ、判決では目的外使用だとして、宮城県では4750万円、仙台市でも1187万円の返還命令が下されています。

こんどの改正では、交付の目的に「議員の調査研究その他の活動に資するため」と、「その他の活動」の文言を加え、調査活動に関係のないものにも用途を許容するものとなっています。

いま各地方議会では、条例改正にむけた検討がはじまっています。全国の「政務調査費」追及の先鞭をつけた仙台市民オンブズマンが、改めて市民の目から検証していきます。

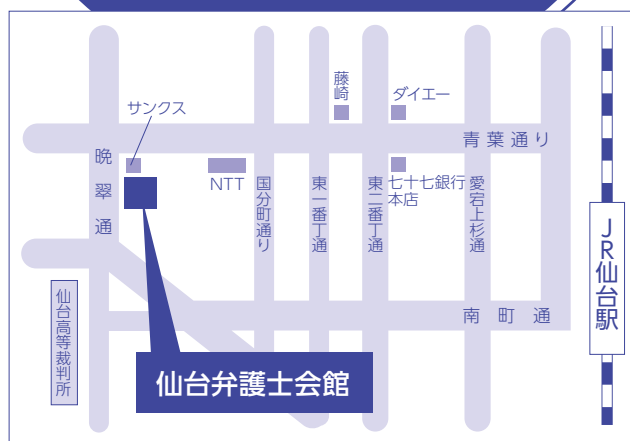
12.13 木

18:30~

仙台弁護士会館 4階

入場無料

(申込み不要)



主催

仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F 宮城地域自治研究所内 TEL.022(227)9900 FAX.022(227)3267  
http://sendai-ombuds.net/ e-mail:s-ombuds@nifty.com